

○共立蒲原総合病院組合芙蓉の丘の管理に関する規則

〔平成13年6月1日〕
規則第7号

改正 平成25年2月26日規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、共立蒲原総合病院組合芙蓉の丘（以下「施設」という。）の管理に関し、法令及びその他別に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 施設は、介護認定された老人の自立を支援し、その家庭への復帰を促進するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 入所（認知症を含む。）により施設療養その他サービスを提供すること。
- (2) 通所により施設療養その他サービスを提供すること。
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(利用者)

第3条 施設を利用することができる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により介護認定された者のうち、機能回復訓練による効果が期待できる者とする。

(申請)

第4条 施設に入所又は通所（以下「入所等」という。）しようとする者は、利用申込書（別記様式）を施設長に提出しなければならない。

(入所等の決定通知)

第5条 施設長は、前条の規定による申請を受けたときは、入所等の適否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(面会時間)

第6条 入所者に対する面会時間は、原則として午前8時から午後8時までとする。

(面会者の遵守事項)

第7条 面会者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内では、静粛を保ち職員の指示に従うこと。
- (2) その他施設長が必要と認める事項を守ること。

(委任)

第8条 この規則の定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月26日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。